

阿倍野区地域福祉計画

令和7年度～令和9年度



阿倍野区マスコットキャラクター あべのん

令和7年3月

大阪市阿倍野区役所

目 次

1 計画の改定にあたって	
(1) 改定の背景と趣旨	P 1
(2) 阿倍野区地域福祉計画の位置づけ	
ア 阿倍野区将来ビジョンとの関係	P 2
イ 大阪市地域福祉基本計画との関係	P 2
(3) 計画期間	P 3
(4) 計画の推進・評価の体制	P 3
2 地域福祉を取り巻く現状	
(1) 人口・世帯等の推移	P 4
(2) 高齢者をめぐる動向	P 4
(3) 障がい者をめぐる動向	P 5
(4) 子どもをめぐる動向	P 6
(5) 生活困窮者をめぐる動向	P 7
3 これまでの取り組み状況	
(1) 第2期 阿倍野区地域福祉計画の進捗状況	P 8
(2) 第2期 阿倍野区地域福祉計画の取り組み評価	P 9
4 計画の基本理念・目標	
(1) 基本理念 「誰もが自分らしく幸せに暮らし続けられるまち」	P 10
(2) 基本理念の考え方	
ア 人権尊重の視点	P 10
イ 住民主体の地域づくりの視点	P 10
ウ ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の視点	P 10
エ 福祉コミュニティ形成の視点	P 11
オ 多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の視点	P 11
(3) 計画の基本目標	P 11
(4) 計画の体系	P 12
5 目標達成のための具体的な取り組み	
基本目標1 気にかける・つながる・支えあう地域づくり	
(1) 住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実	
ア 地域での支えあい、助けあいの意識づくりと活動への参加促進	P 13
イ 地域ぐるみの子育て支援	P 13
ウ 地域ぐるみの健康づくりの推進	P 14
エ 地域における見守り活動の充実	P 15
(2) 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進	
ア 多様な主体の参画と協働の支援	P 16
イ 教育と福祉の連携強化による福祉教育の充実	P 16
(3) 災害時等における要援護者への支援	P 17
基本目標2 誰でも、いつでも、なんでも言える相談支援体制づくり	
(1) 相談支援体制の充実	
ア 高齢者の相談支援体制の充実	P 18
イ 障がい者の相談支援体制の充実	P 18

ウ	子育てに関する相談支援体制の強化	P 19
エ	認知症の人を支える取り組みの推進	P 20
オ	医療と介護等の連携による在宅療養の推進	P 20
カ	複合的な課題等を抱える人への支援	P 21
(2)	権利擁護支援体制の強化	
ア	虐待防止の取り組みの推進	P 22
イ	成年後見制度の利用促進	P 22
6	推進に向けて	P 24
	(参考資料)【用語解説】	P 25

1 計画の改定にあたって

(1) 改定の背景と趣旨

大阪市では、地域福祉の推進を図るため、「大阪市地域福祉基本計画」を策定し取り組みを進めており、令和6年3月には「第3期大阪市地域福祉基本計画」が策定されました。

阿倍野区においてもこの基本計画に沿って、地域福祉を推進するための基盤やしくみづくりを進めるため、平成28年9月、「阿倍野区地域福祉計画」（平成28年度～令和2年度）を、令和3年3月に第2期計画（計画期間：令和3年度～令和6年度）を策定して取り組みを進めてきました。

地域づくりを進め、地域をとりまく情勢の変化やさまざまな福祉課題に的確に対応していくためには、より地域の実情に応じた、きめ細かな施策を充実させることが重要です。

加えて、権利擁護*の取り組みや福祉人材の育成・確保などの他区とも共通する課題や、法制度改正等への対応など基礎的な部分については、市域全体で取り組んでいく必要があります。

このような状況を踏まえ、これまで阿倍野区で取り組んできた成果を活かしながら、より地域福祉を推進していくため、第1期計画では「これまでの活動の一層の広がりをめざす」、「地域」による「地域」のための推進体制づくり、「阿倍野区で活躍するいろいろな団体や企業などと連携できる体制づくり」を実現するテーマとして「つながり」「ふれあい」「おもいやり」「支えあい」をキーワードに取り組んできました、さらに第2期計画では、第1期の取り組みを継承しながら「誰もが自分らしく幸せに暮らし続けられるまち」を基本理念に「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」と「誰でも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」を基本目標に、地域福祉の推進に取り組んできました。

令和2年から急速に拡大した新型コロナウイルス感染症により、私たちの日々の暮らしは大きく変わり、生活困窮の問題が顕在化するとともに、孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となるなど大きな影響を受けました。対面でのコミュニケーションが基本であった地域福祉活動は大きな制約を受けることになりましたが、一方で人と人が気にかかけあう関係性や社会とのつながりの大切さが再認識され、各地域において、工夫を凝らして地域福祉活動を継続させるための努力が続けられています。

また、近年の大雨や地震などの災害時の状況を踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画の策定が市町村の努力義務となるなど、非常時に備えた防災分野と福祉分野の連携がますます重要となっています。

今回策定する「第3期阿倍野区地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）においても、第1期・第2期の計画理念を引き継ぎ、このような非常事態や人生のさまざまな困難に直面した時にも、人と人がつながりあい、支えあい、「誰もが自分らしく幸せに暮らし続けられるまち」をめざします。

(2) 阿倍野区地域福祉計画の位置づけ

ア 阿倍野区将来ビジョンとの関係

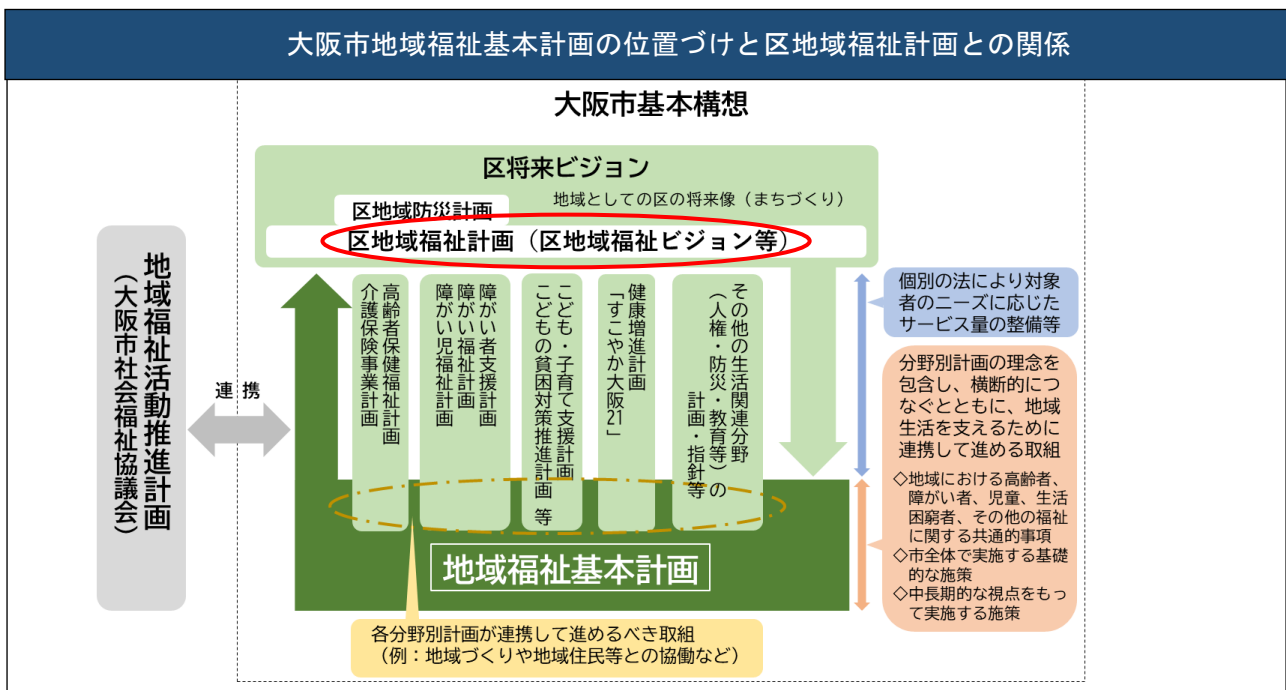
令和2年に策定された第3期「阿倍野区将来ビジョン」は、阿倍野区内の基礎自治行政を総合的に推進していく上で、区のめざすべき将来像やその実現に向けた取り組みの方向性などをとりまとめたもので、令和7年4月に第4期「阿倍野区将来ビジョン」が策定されます。

今回改定する「阿倍野区地域福祉計画」は、引き続き「阿倍野区将来ビジョン」がめざす「誰もが住みたい、住み続けたいまち『あべの』」のうち「誰もが自分らしく幸せに暮らし続けられるまち」をめざす取り組みの方向性を具体的に示すものとして策定します。

イ 大阪市地域福祉基本計画との関係

「大阪市地域福祉基本計画」は、平成30年3月に第1期計画が策定され、令和6年3月に第3期の計画が策定されました。この計画は社会福祉法に規定された「市町村地域福祉計画」で、各区の地域福祉計画等を支援する基礎的計画として、地域福祉に関する基本理念や目標を掲げ、地域福祉を推進するための取り組みの方向性を示しています。

「阿倍野区地域福祉計画」は、阿倍野区の実情や特性に応じた地域福祉を推進するための計画で、今期の改定においても「大阪市地域福祉基本計画」が示す地域福祉に関する基本理念等を踏襲することとし、取り組みの方向性については「ニア・イズ・ベター*」（補完性・近接性の原理）の考え方のもと、阿倍野区の福祉課題に沿って策定します。



資料：大阪市ホームページより

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000601495.html>

(3) 計画期間

今回改定する「阿倍野区地域福祉計画」の計画期間は、令和7年度から令和9年度までの3年間とします。

年度	平成 29	30	令和元	2	3	4	5	6	7	8	9
大阪市	地域福祉 推進指針	地域福祉基本計画 (第1期)			地域福祉基本計画 (第2期)			地域福祉基本計画 (第3期)			地域福祉 基本計画 (第4期)
阿倍野区	阿倍野区将来ビジョン (第2期)			阿倍野区将来ビジョン (第3期)			阿倍野区将来ビジョン (第4期) 令和7年～令和10年				
	阿倍野区 地域福祉 行動計画	阿倍野区地域福祉計画 (第1期)			阿倍野区地域福祉計画 (第2期)			阿倍野区地域福祉計画 (第3期)			

(4) 計画の推進・評価の体制

計画の推進・評価については、「計画 (Plan)」を「実施 (Do)」し、「評価 (Check)」して「改善 (Action)」するという「PDCA サイクル」を活用し、年度ごとに進捗状況を把握してその成果や課題を整理し、次のステップにつなぐサイクルを確立して効果的な取り組みを行うことが大切です。

「実施 (Do)」については、本計画に基づき地域福祉の視点に立った取り組みを進めていく必要があるため、区の運営方針により本計画の推進を図ります。

「評価 (Check)」については、阿倍野区が実施する区民アンケートや福祉局が実施する地域福祉実態調査の結果、「改善 (Action)」については、区政会議*や地域福祉推進会議*での意見をお聴きしながら、計画推進状況の評価や、評価に基づく改善方法の検討を行ってまいります。

2 地域福祉を取り巻く現状

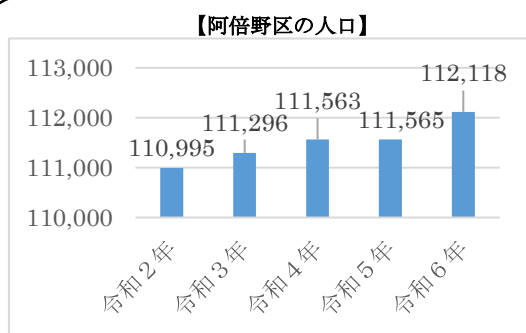
(1) 人口・世帯等の推移

阿倍野区の推計人口は、令和6年10月1日現在112,118人、56,192世帯で、令和2年の110,995人から1,123人増加し、伸び率は1%となっています。

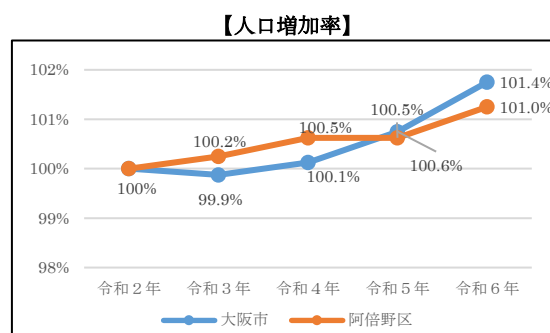
65歳以上の高齢者人口は、令和6年10月1日現在28,703人で、高齢者人口比率は25.6%（大阪市全体は24.9%）となっています。

15歳未満の年少人口は、令和6年10月1日現在13,972人で、年少人口比率は12.5%（大阪市全体は10%）となっています。

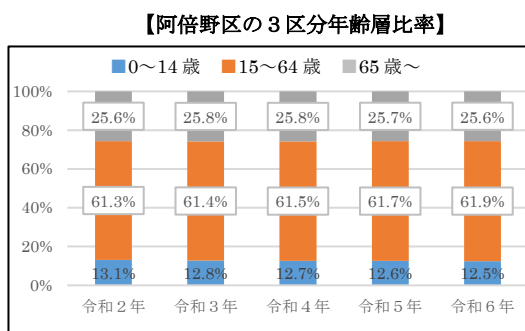
6歳未満の未就学児人口については、令和6年10月1日現在5,935人で、令和2年の6,659人をピークに年々減少しています。



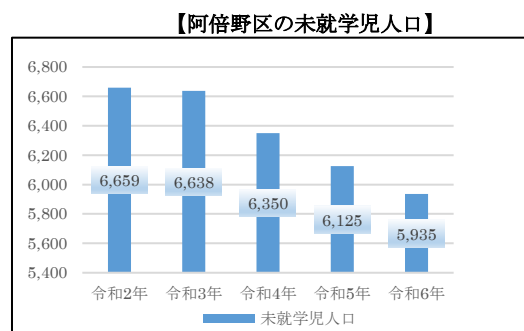
出典：推計人口（各年10月1日現在※令和2年は国勢調査）



出典：推計人口（各年10月1日現在）※令和2年は国勢調査



出典：推計人口（各年10月1日現在）※令和2年は国勢調査



出典：推計人口（各年10月1日現在）※令和2年は国勢調査

(2) 高齢者をめぐる動向

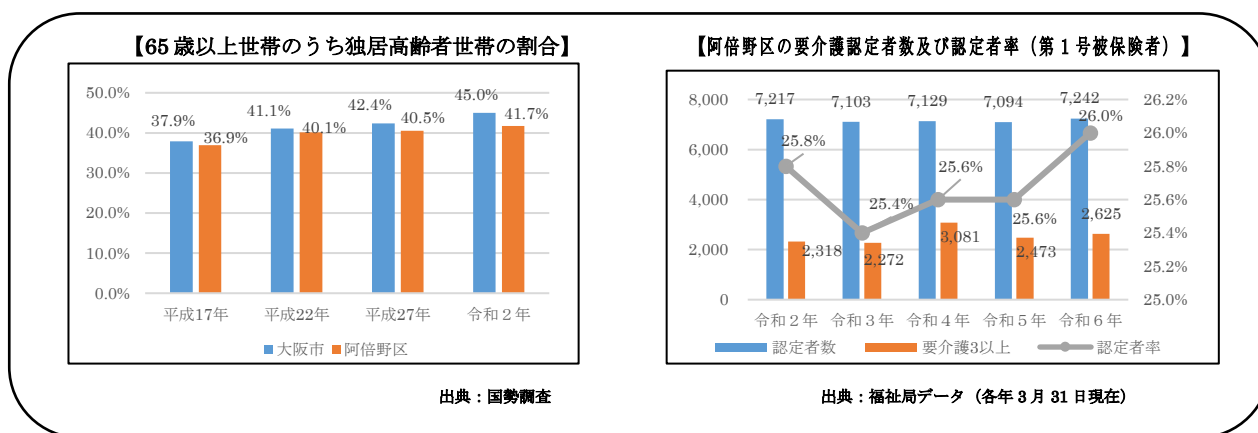
令和2年の国勢調査によると、阿倍野区における65歳以上高齢者世帯は19,097世帯、37.3%となっています。そのうち、独居高齢者世帯は、7,970世帯、41.7%（大阪市45%）と大阪市平均よりは低いものの高い割合となっており、独居高齢者世帯の見守りを充実するなど、誰もが安心して暮らし続けるまちづくりを進める必要があります。

阿倍野区における第1号被保険者の要介護認定者数については、令和6年3月31日現在7,242人、要介護認定率は26%（大阪市27.4%）で、令和2年の7,217人、要介護認定率25.8%（大阪市25.3%）から0.2ポイント上昇しています。また、要介護認定者のうち要介

護度3以上の割合は、令和6年は36.2%（2,625人）で、令和2年の32.1%（2,318人）に比ベ4.1ポイント上昇しています。

令和2年の平均寿命*をみると、阿倍野区の男性は81.8歳、女性は87.7歳、大阪市の男性79.3歳、女性86.8歳で、健康寿命*については、阿倍野区の男性80.5歳、女性84.5歳で、大阪市の男性77.8歳、女性83.4歳と比較してどちらも少し長くなっていますが、人生100年時代が到来するなか、健康寿命のさらなる延伸、介護予防が課題といえます。

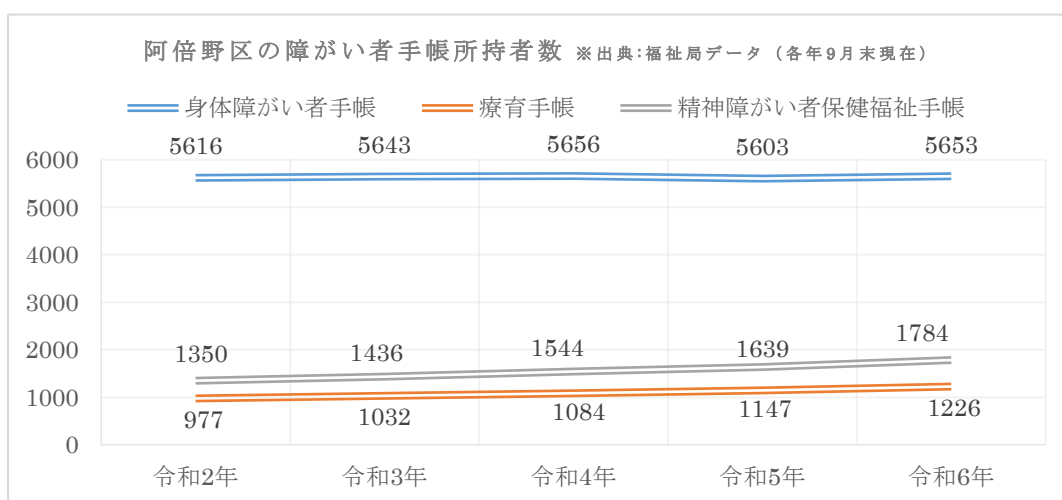
また、阿倍野区の認知症高齢者数は、令和6年4月1日現在、4,784人と推計されています。大阪市においては、令和7年には、65歳以上の高齢者の約20%の人が認知症高齢者になると推計されているところであり、阿倍野区においても、認知症高齢者の増加に対応していくことが必要です。



（3）障がい者をめぐる動向

阿倍野区の令和6年9月30日現在の身体障がい者手帳所持者数は5,653人、療育手帳所持者数は1,226人、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は1,784人で、その数は年々増加してきています。うち、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、令和2年と比べると約1.3倍と大きな伸び率となっています。

今後、手帳所持者が増加するとともに、現在の手帳所持者の高齢化が進んでいく中、障がい者が安心して暮らせるよう相談・支援体制を充実していくことが課題となっています。



(4) 子どもをめぐる動向

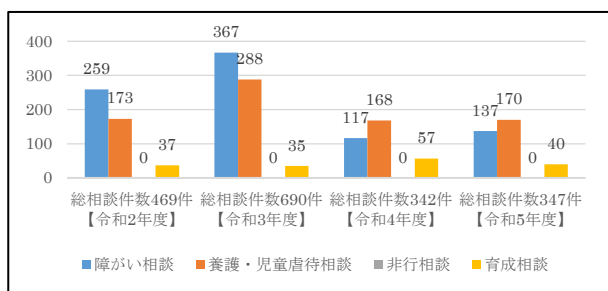
少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化により、子育て世帯と地域のつながりが希薄化し、交流の機会が減少傾向にあります。このような状況のもと、保護者は子育ての様々な不安や悩みを抱えており、阿倍野区役所子育て支援室への相談件数は、令和5年度で347件と、依然として高い水準で推移しています。

令和5年度の相談種別では、性格や不登校、しつけ、適正などの育成相談は40件、養護、児童虐待に関する相談は170件となっており、この2つの相談で210件と全体の約60%を占めています。

また、要保護児童対策地域協議会*で取り扱っている件数も、令和5年度末は201件で、令和2年度の148件から大幅に増えています。

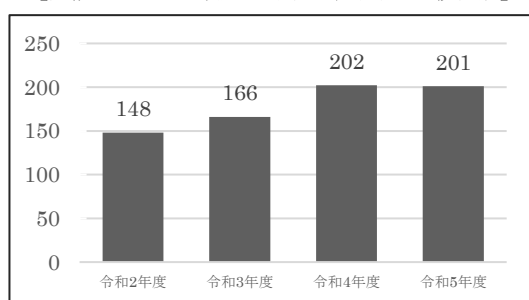
子育て世帯を取り巻く状況が大きく変化している中、すべての子どもが健やかに成長できるよう、複雑多様化する子育て世帯のニーズにきめ細かく対応し、保護者、地域、学校園等と連携して、子育て世帯を支援していくことが必要です。

【阿倍野区の種別子育て相談件数】



出典：阿倍野区役所データ（各年度末件数）
※令和4年度からカウント方法が変更

【阿倍野区の要保護児童対策地域協議会取扱件数】



出典：阿倍野区役所データ（各年度末件数）

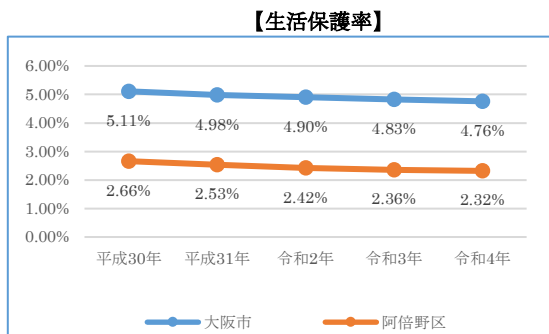
(5) 生活困窮者をめぐる動向

阿倍野区における令和4年度月平均の保護率については2.32%で、大阪市全体の4.76%と比べ、かなり低い水準となっています。

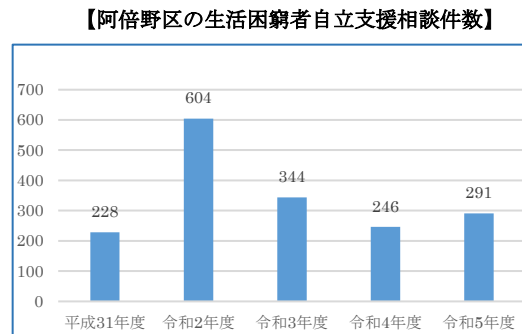
保護世帯数は、大阪市全体と同様、平成24年をピークに減少傾向で推移しており、世帯類型別の傾向としては、高齢化が進む中、65歳未満の稼働年齢世帯が減少し、65歳以上の高齢者世帯が増加傾向にあります。

生活困窮者の自立支援については、生活保護に至る前の段階から早期に支援を図ることを目的として、阿倍野区では、平成27年度から生活に困りごとを抱えた方の自立支援の相談窓口となる「仕事・生活・自立相談あべの」を設置し、自立に向けて、包括的・継続的に支援しています。令和5年度の阿倍野区における相談件数は291件（平成31年度からの5年間の累計相談件数1,713件）で、主な内容としては、収入や住まい、就職などの幅広い相談となっています。令和2～3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による経済的不安を受け、相談件数が急増し、緊急的な経済支援策や住居確保給付金の対象者の拡充等のさまざまな支援策が実施されました。

生活困窮者の相談は、収入減少、住まい等にかかる問題だけでなく、複合的な課題を抱えている場合もあることから、総合的な相談・支援を行っていくことが必要となっています。



出典：福祉局データ（各年3月現在）



出典：阿倍野区役所データ

【生活困窮自立支援相談内容（令和5年度）】

病気や健康、障がいのこと	35件	住まいについて	57件
収入・生活費のこと	130件	家賃やローンの支払いのこと	59件
税金や公共料金等の支払いについて	30件	仕事探し、就職について	55件
食べるものがない	12件	家族との関係	11件
子育てのこと	5件	その他	19件

※複数の相談があるので、延べ件数としています。

出典：阿倍野区役所データ

3 これまでの取り組み状況

(1) 第2期 阿倍野区地域福祉計画の進捗状況

計画の基本目標ごとの取り組みの方向性について、進捗状況を把握するため、次の指標を設定し、数値の変化を確認しながら計画に基づく取り組み効果の検証を行い、必要に応じて計画の見直しや改善を図ります。

なお、第2期計画期間における状況を確認すると、概ね直近の方が以前よりも効果が現れているものの、地域でのつながりなど新型コロナウイルス感染症の影響等により、効果が現れにくかったと考えられるものもありました。

基本目標1 気にかける・つながる・支えあう地域づくり

(1) 住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実		
住んでいる地域で住民同士の「つながり」を感じる区民の割合	54% (令和4年度)	57% (令和元年度)
日常生活に関することで地域の人に手助けをしている区民の割合	40.5% (令和4年度)	34.2% (令和元年度)
地域福祉活動に「関心がある」と答えた区民の割合	65.9% (令和4年度)	58.8% (令和元年度)
地域において実施されている見守り活動の認知度	73% (令和4年度)	71.1% (令和元年度)
(2) 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進		
多様な事業主体が参画する協議体・ワーキングの開催回数 (生活支援体制整備事業)	12回 (令和5年度)	8回 (令和2年度)
(3) 災害時等における要援護者への支援		
福祉避難所*登録箇所数	11箇所 (令和5年度)	10箇所 (令和2年度)

基本目標2 誰でも、いつでも、なんでも言える相談支援体制の充実

(1) 相談支援体制の充実		
総合的な相談支援体制の充実事業*の相談件数	31件 (令和5年度)	14件 (令和2年度)
「総合的な支援調整の場(つながる場)*」の開催回数	2回 (令和5年度)	4回 (令和2年度)
(2) 権利擁護支援体制の強化		
成年後見制度相談受付件数	9件 (令和5年度)	8件 (令和2年度)
成年後見制度利用申し立て支援件数	6件 (令和5年度)	5件 (令和2年度)

(2) 第2期 阿倍野区地域福祉計画の取り組み評価

第2期区地域福祉計画では基本理念を区将来ビジョンの目標と同じ「誰もが自分らしく幸せに暮らし続けられるまち」として取り組みを進め、年度ごとの具体的な取り組みとして阿倍野区運営方針を策定し、取り組みの効果を検証するため区民アンケートを実施しました。

【第2期計画の成果目標1】 地域福祉活動に「参加したことがある」と回答した割合：40%

【区民アンケート結果】

令和3年度 20.8%、令和4年度 24%、令和5年度 22.3%

「参加している（現在も続けている）」「参加したことがある（現在は参加していない）」を合わせた「参加したことがある」の計で比較すると令和4年度は24%と最も多く令和5年度が22.3%、令和3年度は20.8%の順となっています。

参加したことがある区民の割合について、目標値の40%を達成することはできませんでしたが、より多くの区民の方にお住まいの地域において行われている地域福祉活動に関心を持っていただけるよう、引き続き関係機関と連携し周知啓発に努めます。

【第2期計画の成果目標2】 「地域で支援を必要としている人に必要な支援が行き届く地域社会になっている」と感じると回答した割合：40%以上

【区民アンケート結果】

令和3年度 35.7%、令和4年度 43.2%、令和5年度 41%

「感じる」「どちらかといえば感じる」を合わせた「感じる計」で比較すると、令和4年度は43.2%と最も多く、令和5年度が41%、令和3年度は35.7%の順となっています。

引き続き地域にかかわるすべての人や団体等が、誰もが幸せに暮らせるまちをめざして連携・協働して環境の変化に応じた地域福祉活動に取り組むとともに、地域の包括的な支援体制の充実に努め、複合的な課題を有する人や世帯に的確に対応するため、様々な施策分野の相談支援機関や地域の関係者の連携を強化するとともに、総合的な支援調整の場（つながる場）や支援会議のしくみ等を活用し、適切な支援につなげていきます。

4 計画の基本理念・目標

(1) 基本理念 「誰もが自分らしく幸せに暮らし続けられるまち」

「阿倍野区将来ビジョン」では、阿倍野区に暮らす、すべての人々が住みなれた地域で、人として尊重され、お互いに支えあい、自分らしくいつまでも幸せに暮らせるまちをめざして「誰もが自分らしく幸せに暮らし続けられるまち」を目標に掲げています。

また、「大阪市地域福祉基本計画」では、住民や行政をはじめ地域に関わるすべての人が共に地域福祉の推進に取り組んでいくために、共有できる基本理念として、「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」を設定しています。

区将来ビジョンの目標と市地域福祉基本計画の基本理念は相通ずる理念であり、第2期計画から、区将来ビジョンの目標「誰もが自分らしく幸せに暮らし続けられるまち」を基本理念としており、本計画においても引き続きめざすこととします。

(2) 基本理念の考え方

「大阪市地域福祉基本計画」の基本理念の考え方には次の5つの視点が含まれるとしており、今回改定する本計画においても、これら5つの視点を共有します。

ア 人権尊重の視点

すべての人は、人間としての尊厳を持つかけがえのない存在です。そして、年齢や性別、国籍、社会的な立場などの違いにかかわらず、人権という基本的な権利を生まれながらにして持っています。

特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考え方のもとに、男女共同参画や当事者参加の視点を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。

イ 住民主体の地域づくりの視点

地域福祉でもっとも大切なことは、住民の主体的な地域づくりへの参加です。住民参加による地域福祉を推進していくためには、一人ひとりの住民が自分たちの住んでいる地域をもっとよくしていきたいという主体的な姿勢を持つとともに、地域のさまざまな問題を地域の中で解決していくための話し合いの場をつくっていく必要があります。

住民が主体的に、生活しやすい地域づくりに関わることができる地域をめざします。

ウ ソーシャル・インクルージョン*（社会的包摂）の視点

地域には、社会的援護を必要としているにもかかわらず、社会のさまざまな領域において排除され、孤立しているような人々があります。そのような人々には、適切なサービスを提供するだけでなく、社会とのつながりをつくり、地域の一員として生活することが可能となるような支援が必要です。

また、認知症高齢者や知的障がい者など判断能力が十分でない人も含めてすべての人が、十分な相談や適切な支援により自ら意思決定し、自己実現が可能となる権利擁護のしくみも必要です。

社会的援護を必要としている人々を排除することなく、そのような人々が直面している課題や問題を、地域の課題として浮かび上がらせ、解決に向かって共に支えあうことができる地域をめざします。

エ 福祉コミュニティ形成の視点

阿倍野区においても、個人の生活様式や価値観が多様化し、少人数世帯、独居高齢者世帯、マンション居住者世帯等の増加といった地域コミュニティを取り巻く社会環境が変化し、また、ICTの進展に伴い個人の生活様式や価値観も多様化してきています。そのような中で、人々とのコミュニケーションやつながりなど、住民が主体的に相互に助けあう地域のコミュニティの希薄化が懸念されるところです。

社会福祉協議会や各地域の地域活動協議会の活動をはじめ、主体性をもった住民が集まり、話しあい、計画し、行動することができるような、自立と連帯を支える多様なしくみと、専門的な保健福祉サービスがうまく連携していく福祉コミュニティの形成をめざします。

オ 多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の視点

地域福祉を具体化するためには、住民をはじめ、地域において活動する多様な主体と行政が、共に地域を担う主体として協働しあう社会を創造していくことが必要です。

住民、地域団体、NPO*、社会福祉事業者、企業等のさまざまな活動主体と行政がお互いを認めあい、連携を深め、それぞれが有する強みを発揮することで、課題解決に向けた協働の取り組みを広げていくことが重要です。

（3）計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、第2期計画に引き続き次の2つの基本目標を掲げます。これらの基本目標に沿って、地域に関わる全ての人や団体等が、誰もが幸せに暮らせるまちをめざして連携・協働して環境の変化に応じた地域福祉活動に取り組むとともに、地域の包括的な支援体制の充実に向けてさまざまな取り組みを推進します。

基本目標 1 気にかける・つながる・支えあう地域づくり

地域には、高齢者、障がい者、子ども、外国につながる市民*といった世代や背景が異なる人々が暮らしていますが、身近な地域に暮らすもの同士がお互いを気にかけるつながりを持ち、ふれあうことにより互いの存在を認めあうことができれば日々の変化などの気づきに繋がっていくことができます。

さらに、災害などいざという時には、「どこにどんな人が住んでいて、どんな助けを待っているか」などの重要な情報を、安否確認や救助活動等に役立てることができます。

そのため、人と人とのつながりにおいて、お互いが配慮し存在を認めあい、支えあうことで、地域で孤立せずその人らしい生活を送ることができるような「気にかける・つながる・支えあう地域づくり」を進めます。

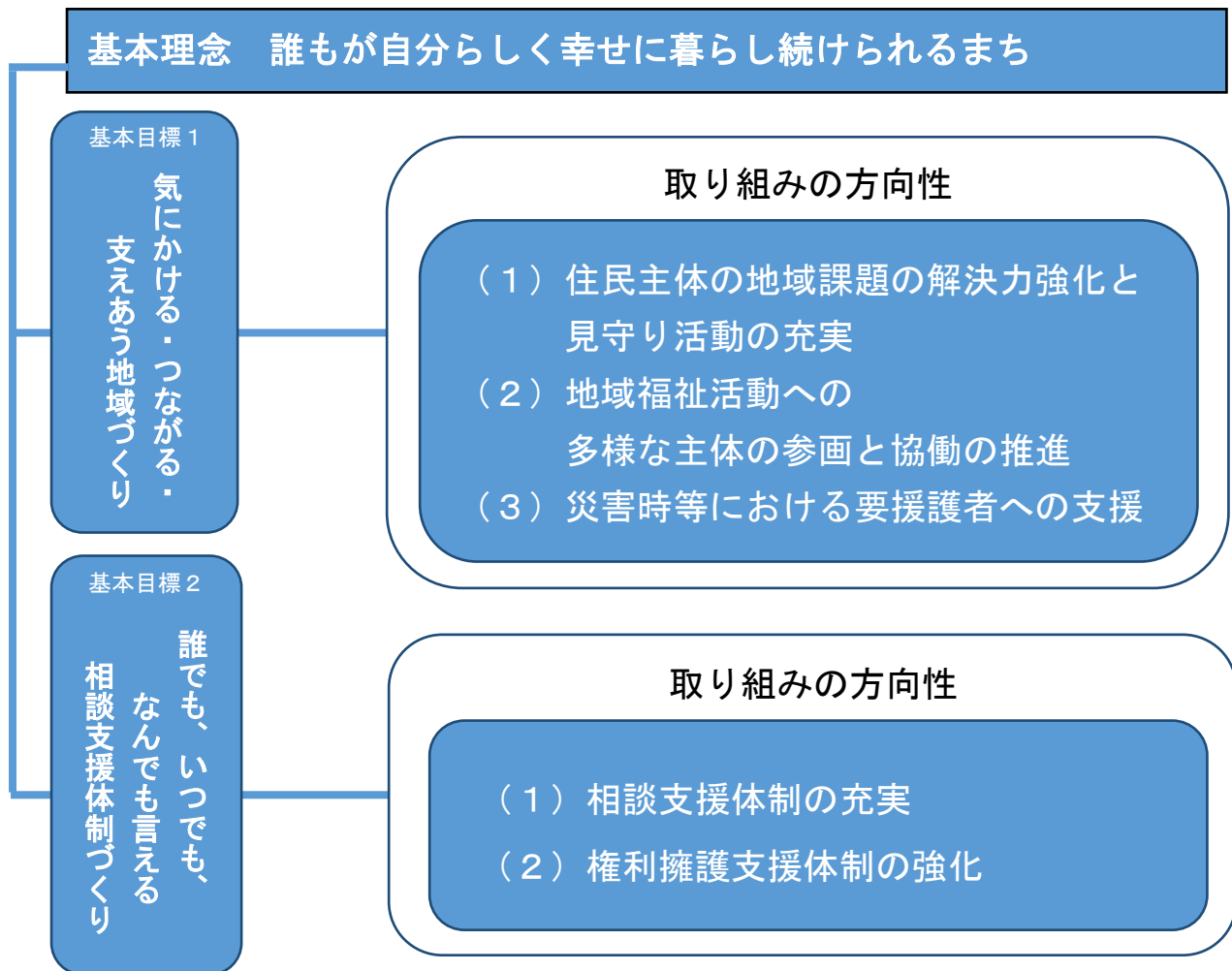
基本目標2 誰でも、いつでも、なんでも言える相談支援体制づくり

誰もが地域で自分らしく安心して暮らし続けるためには、不便さや生きづらさを感じたときに、誰かの手助けが必要となります。また、解決が難しい様々な課題を抱えた人や、家族全体に支援が必要な人の中には、どこに相談すればよいかわからないと感じている人も多く、必要な手助けを十分に受けることができていない可能性があります。

加えて、安心して自分らしい生活を送るために、本人に寄り添い、本人の思いを大切にしながら、いっしょに考えるような支援（意思決定支援）を必要としている人もいます。

これらの人が抱えるさまざまな課題を解決するためには、その声に耳を傾け、地域全体の課題として受け止め包括的な支援を行うことができるしくみをつくる必要があります。支援を必要とするすべての人に必要な支援が行き届く地域社会の実現に向けて、生活の場である地域を基盤として、「誰でも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」を進めます。

(4) 計画の体系



5 目標達成のための具体的な取り組み

基本目標1 気にかける・つながる・支えあう地域づくり

(1) 住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実

ア 地域での支えあい、助けあいの意識づくりと活動への参加促進

【現状・課題】

阿倍野区では、これまで地域活動を支えてきた地域振興会や地域活動協議会、民生委員・児童委員協議会、地区社会福祉協議会などの地縁による団体の尽力により、さまざまな地域活動が活発に展開されており、地域コミュニティが育まれています。そうしたなか、地域福祉活動についても、各地域の実情やニーズにあわせた食事サービスやふれあい喫茶*等、世代を超えたふれあい・交流事業や高齢者の見守り事業などが展開されています。一方で、マンション居住者や若い世代の地域への関心の低さなど、人と人とのつながりの希薄化といった問題が生じるとともに、活動の担い手不足や、高齢化、固定化が課題となっています。

こうした課題を解決するため、これまで地域福祉活動への関わりが薄かった人たちをはじめ、あらゆる世代の住民に対して、身近な地域でのつながりの大切さを実感し、地域の課題を自分自身の課題と捉え、地域全体で解決するために取り組む意識づくりを進めることや、地域でのイベントなど、誰もが気軽に参加できる活動の場の情報を発信し、地域活動への参加を促進し、担い手づくりにもつなげていくことが必要です。

【取り組みの方向性】

- ・地域福祉にとって必要不可欠である地域での人のつながり、絆づくりを推進するため、マンション居住者や若い世代、団塊の世代*など、あらゆる世代の住民に対し、地域での支えあい、助けあいの意識づくりを進めます。
- ・各地域が実施するふれあい・交流事業等地域福祉活動や担い手づくりを支援します。
- ・地域でのさまざまな取り組みや、だれもが気軽に参加できる活動の場の情報などを区内のより多くの人に伝えるため紙媒体による情報発信だけでなく、SNS*（ソーシャルネットワークワーキングサービス）を利用した情報発信を行い、地域福祉活動等への参加のきっかけをつくり、新たな住民の参加を促進します。

イ 地域ぐるみの子育て支援

【現状・課題】

保護者は、様々な問題や悩みを抱えており、気軽に相談できる相手が必要です。少子化、核家族化が急速に進展するなか、子育て世帯を孤立させることなく、地域ぐるみで支援を行っていくことが求められています。

なかには、自らの親や地域社会とのつながりが薄く、子育ての不安や悩みを相談する人が見つからず、悩みを抱えこんでしまう人が増えることが懸念されます。このような保護者に対しては、気軽に相談できる場や、保護者同士の交流の場を提供し、地域の子育て支援につないでいくことが必要です。

区役所子育て支援室では、地域で子育てしていく仕組みづくりや仲間づくりを支援し、子育て支援者のスキルアップとネットワークの強化に取り組んでおります。加えて、関係機関との連携により、地域での子育てに関する情報提供を行っています。

阿倍野区では、20年以上にわたり、約30の団体・グループが地域で子育て支援活動を行っており、子育て支援連絡会*で情報交換を行っています。これからも引き続き、子育て支援連絡会を活用したネットワークの強化を図っていくことが重要です。

児童虐待に関しては、地域の見守りや児童虐待が疑われる場合に速やかに児童虐待ホットライン*や相談窓口等に通報いただくよう、相談窓口等を広く周知し、地域住民に協力を働きかけていく必要があります。

【取り組みの方向性】

- ・地域の子育て支援団体・グループと協働して、区内の子育て支援情報を積極的に発信・提供していくとともに、地域社会とのつながりが薄い、子育てに不安や悩みを持つ保護者に対して、気軽に参加することができる交流の場を提供します。
- ・児童虐待が疑われる場合に、速やかに児童虐待ホットラインや相談窓口等に通報するよう地域住民に啓発活動を行うとともに、区役所子育て支援室に専門知識や技術を有する職員を配置し、児童虐待対応にあたります。

ウ 地域ぐるみの健康づくりの推進

【現状・課題】

人生100年時代を迎えるなか、健康寿命の延伸に向け、地域主体の健康づくり活動や、今後、増加が見込まれる認知症に対する予防活動をはじめ、介護予防活動の展開が不可欠となっています。

これまで、阿倍野区においては、関係団体と連携し「アベノ健康展」や健康づくり講座、ウォーキング大会「あべのウォーク」、老人クラブ主催「ちょこっとウォーキング」などを行い、生活習慣の見直しや健康づくりの実践に向け、区民に対する啓発を行ってきています。

また、地域において健康づくり・介護予防活動を啓発していけるような人材を育成する「健康づくりひろげる講座」や「いきいき百歳体操*」など、健康づくり・介護予防に資する住民主体の場づくりを進めており、「いきいき百歳体操」については、令和6年10月末現在、区内21カ所で活動しています。

さらに、区内では、老人クラブや生涯学習サークル等において、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりの活動が活発に行われているところです。

今後も、こうした活動に、より多くの方が参加し、互いに交流しながら、健康づくり、介護予防活動の輪を広げていくことが必要です。

【取り組みの方向性】

- ・区民一人ひとりの健康意識を高めるよう、関係団体と連携し、健康づくり・介護予防、認知症予防の広報・啓発を積極的に進めていきます。
- ・「あべのウォーク」「ちょこっとウォーキング」「いきいき百歳体操」等、住民主体の健康づくりや通いの場を支援するとともに、区内で実施されている健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりの活動の紹介、情報発信を行い、区民の参加を促します。

エ 地域における見守り活動の充実

【現状・課題】

阿倍野区において、65歳以上の方が含まれる世帯は全体の約38.4%となっており、そのうち独居高齢者世帯は40.5%となっています。独居高齢者においては、孤立死に関して「身近に感じる」人が多いなど、日常生活に不安を感じている人が少なくありません。

こうした独居高齢者をはじめ、要援護者*が孤立しないよう、また、必要な支援が受けられるよう、地域で要援護者の状況を見守っていく必要があります。高齢者の食事サービスやふれあい喫茶、老人クラブ等の地域活動も、そうした見守りにつながるものです。

要援護者の見守り活動については、各地域で、地域振興会や地域活動協議会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等が行っている他、地域福祉コーディネーター*による「あべの安全・安心見守り、支えあい隊」事業*などを通じて継続的に行っており、平成27年度からは、区社会福祉協議会に「見守り相談室」を設け、行政が保有する要援護者情報（要介護3以上などの一定の要件を有している方）と平成25年度から阿倍野区として独自で地域福祉コーディネーターの活動により収集している要援護者情報を集約し、同意を得られた方の名簿を、地域振興会や地域活動協議会、民生委員・児童委員等に提供（令和6年3月現在の名簿提供者数3,673人）し、日常的な見守りに活用するなどして、見守りネットワークを強化する事業を展開しています。

阿倍野区では、以前から、民生委員児童委員協議会による緊急情報活用支援事業「あべのあんしんキット*」の取り組みや、「あべのあんしんカード*」により、在宅であっても、外出中であっても、けがや病気で救急隊に異常を知らせる際のツールを作成し、安心して暮らせるまちづくりを進めています。

令和2年度からは、企業や団体などが地域の見守り活動の協力者であることを示すステッカーを掲示し、日常業務の中で、高齢者や障がい者の異変に気付いたときに区社会福祉協議会や区役所に連絡していただき、速やかに関係機関につなぐしくみとして「あべのあんしんステーション*」の取り組みを行っています。

今後も、地域の日常的な気づきや発見を、こうした見守り活動者につなげ、状況を把握していくなど、地域主体のセーフティネット*を強化することが必要です。

また、活動の担い手が不足するなか、これまでも「あべのオレンジメール*」などICT*を活用した見守りを実施していますが、より効果的な方法を検討することが必要です。

【取り組みの方向性】

- ・要援護者に対する気づき、発見につながる地域でのさまざまな福祉活動の展開を支援します。
- ・「あべの安全・安心見守り、支えあい隊事業」や「見守りネットワーク強化事業*」を通じて要援護者の把握に努め、地域主体のセーフティネット機能の充実を図ります。
- ・地域における見守りや助けあい活動を支援するとともに、ICTの積極的な活用など、より効果的な方法を検討し、見守りネットワークを広げ、市民一人ひとりが地域で支えあう関係づくりに取り組みます。
- ・集いの場などに集まる参加者同士が、お互い気に掛けあい助けあうといった「支援する側」「支援される側」に区分されることのない、自然な見守りあいの活動を広げることなどにより、地域における見守り活動を住民全体に広げることができるよう取り組みます。

(2) 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進

ア 多様な主体の参画と協働の支援

【現状・課題】

区内地域で異なる福祉課題を把握し、それぞれのニーズにあった公的サービスに迅速につながり、皆が幸せに暮らせるように、地域でお互いが支えあう福祉コミュニティの醸成が重要となっています。

さまざまな課題が重複する福祉ニーズに対応するため、関係機関のつながりづくりを進める必要があります。

一方、区内には、企業の社会的責任（CSR*）として社会貢献を行っている民間事業者をはじめ、ボランティアやNPO、学校法人、社会福祉事業者等が多数存在しており、こうした多様な主体と行政との連携・協働を進め、地域の福祉活動が継続的かつ円滑に実施できるようにしていくことが必要です。

お互いの立場や役割を理解し協働することで、それぞれの強みを活かした新たな取り組みや、きめ細かい福祉サービスを提供することが可能となります。

また、さまざまな機会を通じて区内の多様な主体とのネットワークを強化するとともに、現在行っている、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業の活用を促進するなど、多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）を推進する取り組みが必要です。

【取り組みの方向性】

- ・多様な主体の参画を促し、協働を推進するために、情報発信や研修・啓発、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業を促進するとともに、社会福祉法人の地域社会への貢献活動の推進を支援します。
- ・必要に応じて、地域福祉活動でのボランティア活動の活用を図ります。

イ 教育と福祉の連携強化による福祉教育の充実

【現状・課題】

地域共生社会とは、誰もが同じ地域で自分らしく安心して暮らし続けていくことができる社会であり、「人権が尊重される、差別のない社会」が実現された社会と言えます。

地域共生社会をめざしていくにはふだんの生活や学習の中で「福祉」を学ぶことが重要です。福祉教育を通して地域で共に暮らす高齢者や障がい者の方と交流し、お互いに助けあうことの大切さ、人とのつながりの大切さを学ぶことにより、日常の行動に結びつけて実行していく取り組みです。

現状として、学校における福祉教育への取り組みには温度差があります。学校と連携をはかりながら、区内全体に福祉教育を広めていく必要があります。

【取り組みの方向性】

- ・区内全体に福祉教育を広めていくため、令和2年3月に阿倍野区地域福祉推進会議福祉教育ワーキングチームが作成した「阿倍野区福祉教育プログラム集」による小中学校での学びや地域のイベントでの学習機会などを図っていきます。
- ・ボランティア活動体験については地域の施設などと連携した体験ができる機会を設け、福祉的課題の気づきに繋げると共に次世代の担い手を育成していきます。

(3) 災害時等における要援護者への支援

【現状・課題】

災害が発生したときに、高齢者や障がい者などの災害時等要援護者への対応を迅速かつ的確に行うためには、身近な地域の住民が普段からお互いに存在を知り、顔の見える関係を作っておくことが必要です。そのためには、常日頃から地域住民が主体的に地域活動に関わり、平時からのつながりと支えあう関係を築くとともに、災害時等要援護者を地域のみんなで気にかけて、見守っていくことが重要です。

平成27年度からは、区社会福祉協議会に「見守り相談室*」を設け、行政が保有する要援護者情報（要介護3以上などの一定の要件を有している方）と平成25年度から阿倍野区として独自で地域福祉コーディネーターの活動により収集してきている要援護者情報を集約し、同意を得られた方の名簿を地域振興会や地域活動協議会、民生委員・児童委員などに提供し、日常的な見守りに活用するなどして、見守りネットワークを強化する事業を展開しています。

今後、南海トラフ地震*や上町断層帯地震*等の発生も懸念されるなか、地域住民による災害時等要援護者への見守り体制を強化し、災害時への備えを進めていく必要があります。

【取り組みの方向性】

- ・地域において、平時から高齢者や障がい者などの災害時等要援護者を把握しておけるよう支援します。
- ・災害時の自助について啓発を行うとともに、地域の防災訓練等でも、災害時等要援護者の安否確認、避難誘導支援などの対応を想定し、災害時に迅速かつ的確に行えるよう共助の取り組みを進めます。
- ・要援護者名簿を基に、行政、地域、福祉専門職等が連携して個別避難計画*の作成を行い、地域での避難支援の仕組みづくりを進めます。

基本目標 2 誰でも、いつでも、なんでも言える相談支援体制づくり

(1) 相談支援体制の充実

ア 高齢者の相談支援体制の充実

【現状・課題】

地域包括支援センターは高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように、介護に関する悩みをはじめ、健康や福祉・医療に関わることなどの相談に応じる地域の身近な相談窓口です。主任介護支援専門員、保健師、看護師、社会福祉士の専門職がさまざまな関係機関と協力しながら高齢者を支援しています。

区内には3か所の地域包括支援センターと2か所の総合相談窓口（ランチ）を設置しており、運営に関しては「阿倍野区地域包括支援センター運営協議会」で協議をしています。

区内での相談件数が令和5年度は延べ18,866件に及び、年々増加している状況です。しかし、他の支援機関が関わっているにも関わらず各地域包括支援センターへ相談がつながったときには、重篤化しているケースも多く、高齢者の相談窓口について周知が不足しているという課題があります。

また、最近の相談の傾向では8050問題*のケースが多くなってきています。高齢者側の支援体制は確立されていることが多いですが、障がい者支援や、病気でも障がいでもないケースの支援を担当するしくみが確立されておらず、関係機関が連携して対応することが困難となっています。

【取り組みの方向性】

- ・引き続き地域包括支援センターと総合相談窓口（ランチ）について周知を行います。
- ・関係機関の連携強化について区役所も後方支援し、相談支援体制の充実を図ります。

イ 障がい者の相談支援体制の充実

【現状・課題】

障がい者が地域で自分らしく安心して暮らしていくために、相談支援機関等と連携し、個々の状況やニーズに応じた福祉サービスの提供や自立支援を進めていくことが必要です。

区内では、障がい者基幹相談支援センターが、障がいのある方や家族等からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、ピアカウンセリング*など必要な支援を行っています。また、身体障がい者相談員を6名、知的障がい者相談員を2名、生活経験豊富な障がい当事者又は関係者に委嘱し、身近な地域での相談を行っています。

また、障がい者の方の地域での生活を応援するため、4月、1月を除く毎月1日に「障がい者何でも相談会」を開催しています。

さらに、障がい者福祉に関するシステムづくり協議の場として、阿倍野区地域自立支援協議会が設置され、その役割の1つとして区内にある相談支援事業所等が集まり、情報や課題を共有し連携を強化することで、相談支援サービスの向上に努めているところです。

既存の地域資源を最大限活用しながら、関係相談支援機関、事業所等の連携を図り、相談支援体制を充実していくことが必要です。

【取り組みの方向性】

- ・障がい者基幹相談支援センター、区自立支援協議会をはじめ、関係相談支援機関、団体、事業所の連携により、情報や課題の共有を促進し、相談支援体制を充実していきます。

ウ 子育てに関する相談支援体制の強化

【現状・課題】

子どもの心身の発達・性格行動・育児・不登校、児童虐待などの相談支援については、区役所子育て支援室が担うとともに、子どもの出生、健康に関する相談支援は、保健師を中心に区役所保健活動担当で実施しています。

子育て支援室に寄せられる相談件数は、少子化、核家族化の進展のもと、子育ての悩みを相談する人が身近にいない状況もあり、依然として高い水準にあります。

子育て支援室では、子どもの心身の発達・性格行動・育児・不登校など、子どもに関する様々な相談に応じるほか、必要に応じて言語聴覚士など専門家によるカウンセリングや助言等を実施し、身近に相談できる場を確保し、保護者の仲間づくりを支援しています。

また、区役所保健活動担当では、地区担当保健師が、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、子育て家族と顔の見える関係で継続的に相談支援を行っており、今後もこの取り組みを効果的に実施できるようにしていくことが必要です。

令和6年4月からは、児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター*」が各区保健福祉センターに設置され、それぞれの分野で実施してきた相談支援について、これまで以上に連携を図り、一体になって対応することが求められています。

地域では、乳幼児とその保護者が自由に遊べ、お互いに交流できる「つどいの広場*」や「親子のつどい*」が実施されています。

区役所では、乳幼児健診の未受診、保育所等に通っていない児童等がいるなど、児童虐待のリスクのある家庭に対しての積極的なアプローチを行っています。加えて、虐待リスクの高いケースについては、社会福祉士等の資格や一定年数の実務経験を有する高度な知識を有する職員による、ていねいで粘り強い個別アプローチや関係機関との密な連携によるチームアプローチを行う必要があります。

児童虐待に関しては、相談や通報をもとに、子育て支援室が調整機関となって開催する、学校園、保育施設、こども相談センター、区役所（保健師、生活保護担当、障がい担当）等で構成する区要保護児童対策地域協議会の場で、支援対象児童等に関する情報や考え方を共有し、役割分担しながら、適切な支援・保護を図っています。

虐待の未然防止やリスクの軽減を図るためには、虐待リスクが潜在している児童や世帯の状況を早期に把握し、早期に適切な支援を行っていくことが重要であり、学校園、地域等との連携を図る必要があります。

【取り組みの方向性】

- 子育て支援室における子育てに関する様々な相談対応や、保健師による、妊娠期から子育て期まで切れ目がなく、顔の見える相談支援をより効果的に実施します。また児童福祉と母子保健を連携させた「こども家庭センター」の取り組みを進めます。
- 重大な児童虐待「ゼロ」をめざし、社会福祉士等の高度な専門知識や豊かな経験を有する職員を配置し、潜在的に虐待リスクの高い家庭等を早期に発見し対応するとともに、家庭訪問や学校園等との連携などによる個別支援を行い、相談支援体制を充実・強化します。
- 課題を抱えるこどもや子育て世帯を学校園において発見し、学校園と区役所が連携して適切な支援につなぎ、こどもと子育て世帯を社会全体で総合的に支援する「こどもサポート

ネット」事業を円滑に実施するため、学校園との連携を強化し、関係機関と連携しながら支援します。

- ・ヤングケアラー*相談窓口を子育て支援担当に開設するとともに、「こどもサポートネット」事業の活用等によりヤングケアラーを把握し、必要となるサービスにつなげます。

エ 認知症の人を支える取り組みの推進

【現状・課題】

認知症に対しては、予防、早期発見、必要な医療・介護の提供などの施策を総合的に進めることが求められています。

予防に関しては、認知症に対する区民の理解を深め、予防活動を実践していただくための取り組みを進めています。

認知症の早期発見・初期対応を促進するため、平成28年度から認知症診療・ケアの経験豊富な医師と、医療・介護・福祉の専門職で構成する認知症初期集中支援チーム「あべのオレンジチーム*」を設けており、医療・介護・福祉の専門スタッフが認知症ではないかと心配されている方を訪問し、相談・支援を行っています。

また、認知症の方やその家族を支えるため、徘徊による行方不明時の捜索支援である阿倍野区SOSネットワーク事業「あべのあんしん見つけ隊*」を行っています。

さらに、阿倍野区では認知症高齢者等の方が行方不明になった時に登録いただいた方にお知らせし、発見に協力いただけるしくみとして「あべのオレンジメール」を実施しています。また、令和2年度からは、地域の様々な業種の事業者の方々に日常業務の中で、高齢者等の異変に気付いたときに連絡いただき、速やかに関係機関につなぐしくみとして「あべのあんしんステーション」の取り組みを開始しています。

しかしながら、「あべのオレンジチーム」の活動をはじめ、実施されている認知症施策については区民に十分に認知されているとはいえない状況であり、今後とも、施策の充実を図るとともに、周知啓発を促進していくことが必要です。

【取り組みの方向性】

- ・「広報あべの」や区ホームページ等への掲載を行い、認知症施策についての広報、周知を積極的に進めるとともに認知症に関する正しい理解を幅広い世代に向けて、習得理解のレベルの違いに応じた研修会や講習会を実施します。
- ・認知症の方の相談が、関係機関につながった時には重篤化しているケースがあるため「潜在的認知症の方の早期発見」「認知症対応力強化」につながる幅広いネットワークの強化を図ります。
- ・「あべのオレンジチーム」をはじめ、実施されている施策の充実・利用拡大を図ります。

オ 医療と介護等の連携による在宅療養の推進

【現状・課題】

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。

阿倍野区では、医師会・歯科医師会・薬剤師会、在宅医療・介護連携相談支援室、病院連絡会、訪問看護ステーション連絡会、居宅介護支援事業者連絡会、地域包括支援センター、区役所で構成する在宅医療・介護連携推進会議を組織し、在宅医療・介護の連携を推進し、必要な地域課題への対応策を検討しています。

また、「阿倍野区民が住みなれた地域で自分らしい暮らし」を続けていけるよう、区民啓発のための「在宅医療シンポジウム」の開催や、自分に「もしも」の時があったときに備えた「人生会議（A C P*：アドバンス・ケア・プランニング）」の普及啓発の取り組みを行うとともに、医療、介護関係者のお互いの顔が見える関係づくりを推進していくため、多職種による研修などに取り組んでいます。

今後とも、区民による在宅医療サービスの利用を促進していくため、区民、関係者に対し、在宅医療・介護連携の具体的なメリットを示しながら、在宅医療・介護サービスの連携の推進と利用拡大を図っていく必要があります。

【取り組みの方向性】

- ・区在宅医療介護連携推進会議の構成団体と連携しながら、区民の在宅生活を支える必要な医療・介護サービスが、切れ目なく一体的に提供されるよう、在宅医療・介護連携の取り組みを推進します。

カ 複合的な課題等を抱える人への支援

【現状・課題】

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等に対する相談支援体制については施策分野ごとに設置されています。

阿倍野区では、高齢の分野においては、地域包括支援センターと総合相談窓口（ランチ）、障がいの分野においては、障がい者基幹相談支援センターが相談支援体制を担っています。子どもの分野においては、区の子育て支援室で相談を受けています。生活困窮者の分野においては、相談支援窓口として生活困窮者自立支援法に基づき「仕事・生活・自立相談あべの」を区に設置し、相談者の状況に応じて自立に向け包括的・継続的に支援を行っています。生活困窮者自立支援事業においては、個々の事案について検討を行う会議と、支援にかかる地域資源のあり方等の検討を行う会議の二層構造を基本とした「支援会議*」を設置しています。

こうした分野ごとに設けられている相談窓口については、抱える悩みや求める支援の内容に応じて、どこの窓口にいけばよいかを総合的に案内、情報提供していくことが求められています。

一方、少子高齢化、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化などが進み、福祉課題が一層複雑化・多様化・深刻化するなか、複合的な課題を抱えた人や世帯、また制度の狭間にある課題を抱えた人や世帯等では、既存の仕組みだけでは解決できない問題が増加しています。

たとえば、8050問題*では、80代の親の介護等の問題への対応は地域包括支援センターが担いますが、支援が必要なひきこもりの50代の子へは別の相談支援機関の対応が必要となり、それぞれの支援内容が「縦割り」となることで、世帯全体へ効果的な支援ができない場合があります。

このような複合的な課題を有する人や世帯への支援は、施策分野ごとの体制では十分な対応が難しいため、分野横断的かつ包括的に相談・支援を行う体制が必要であり、「総合的な相談支

援体制の充実事業（つながる場）」や、支援会議等において、相談支援機関・地域・行政が一体となり、それぞれの分野が連携して支援方針を検討する取り組みを進めています。

【取り組みの方向性】

- ・抱える悩みや求める支援の内容に応じて、どこの窓口に行けばよいか、相談窓口情報の総合的な案内、提供を行います。
- ・複合的な課題を有する人や世帯に的確に対応するため、関係する事業所や支援者同士の連携を強化するとともに、総合的な支援調整の場（つながる場）や支援会議のしくみ等を活用し、適切な支援につなげていきます。

（２）権利擁護支援体制の強化

ア 虐待防止の取り組みの推進

【現状・課題】

個人の尊厳を冒す重大な権利侵害である虐待の防止及び早期発見・対応の取り組みは、安心安全な生活を守るしくみとして不可欠であることから、引き続き確実に進めていく必要があります。

高齢者や障がい者に対する養護者*による虐待は、同居の家族による場合が多く、主に介護疲れや認知症、精神疾患等の病気への理解不足が原因であることが多いとされています。日常生活の中で、知らず知らずのうちに虐待に至る場合が多く、どこにでも誰にでも起こる可能性があります。外から見えにくい家庭の中で起きるため、虐待の状態に陥っている状況のまま周囲に気づかれず、深刻な事態に至ることがあります。

阿倍野区では、虐待の通報が寄せられると、区役所をはじめ地域包括支援センターや総合相談窓口（ランチ）、障がい者基幹相談支援センター、医療機関や介護・福祉事業所等と協力して情報収集し、場合によっては弁護士、司法書士や社会福祉士などの専門職の助言を受けながら、家庭の中にいるすべての人の安心と安全が確保されるように対応を行っています。

【取り組みの方向性】

- ・虐待の早期発見や未然防止のために、介護や医療的ケアに関する相談や認知症、精神疾患等に対する理解を深める研修や学習会を実施します。
- ・今後も広報紙の活用やポスターやビラの作成等により、虐待に関する相談窓口や連絡先等について広く周知します。

イ 成年後見制度*の利用促進

【現状・課題】

権利擁護のもう一つの取り組みとして、成年後見制度の利用促進があげられます。

成年後見制度とは、認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に対し、法的に権限を与えられた成年後見人*等が本人に代わって不動産や預貯金などの財産を管理したり、福祉サービスの利用や施設入所、病院の入院などの手続きや契約を行ったりすることで、その人の生活を支援する制度です。

成年後見制度には法定後見制度*と任意後見制度*がありますが、法定後見制度は、本人を含め、4親等内の親族により家庭裁判所に申立てを行うことにより成年後見人等（成年後見

人・保佐人*・補助人*)が選定されます。

ただし、家庭裁判所への申立ての手続きが煩雑であり、本人や親族の高齢化、単身世帯の増加、親族関係の希薄化など、本来、成年後見制度を必要とするものの、申立てができない人がまだ多く潜在しているのが実態です。

平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されたことにより、大阪市では「成年後見制度利用促進基本計画（第Ⅰ期：平成29年～令和3年）」で権利擁護支援の地域連携ネットワークの重要性を掲げ、「成年後見制度利用促進基本計画（第Ⅱ期：令和4年～令和8年）」においても引き続き権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進し、広報・相談・制度利用促進・後見人支援等の各機能の整備を図っています。

大阪市では、認知症、精神障がい、知的障がい等により判断能力が不十分な人に対して日常的な金銭管理や通帳等の預かりサービス、福祉サービスなどの利用援助など、地域での自立した生活を支援することを目的として、大阪市社会福祉協議会が「あんしんさぽーと事業*（日常生活自立支援事業）」を行っています。この事業は、本人との契約に基づいた利用となるため、契約行為が困難となっている人や生活面全般についての支援を必要とする人などは、成年後見制度の活用が必要になります。

また、区役所や相談機関などで受ける成年後見制度の相談内容は、金銭や契約上のトラブルを抱えている場合や養護者により経済的な虐待を受けている場合など、社会生活上に支障が出た段階の相談がほとんどです。本来、権利擁護の支援は、このような問題を未然に防ぎ、個人としての尊厳が重んじられその尊厳にふさわしい生活が保障されるよう、本人の意思決定を支援し、本人が選択できる機会を確保することを目的としていますが、まだ制度自体の認知度は高くなく、問題が露呈してから利用を検討する 경우가少なくありません。

【取り組みの方向性】

- 成年後見制度の利用促進に向け、制度をていねいに説明した広報を行います。
- 制度を活用して、判断能力が十分でない人に対し福祉サービスの利用や、財産、日常的な金銭の管理を支援します。

6 推進に向けて

阿倍野区地域福祉計画がめざす基本理念である「誰もが自分らしく幸せに暮らし続けられるまち」を実現するには、行政や地域、関係する機関、団体等、多様な主体が連携して取り組むことが不可欠です。

第2期地域福祉計画では基本理念の実現に向けて、地域住民が主体となって、地域ごとの特色を活かした地域福祉活動が進んでいると感じる状態の向上をめざし、成果目標を掲げて取り組みを進めてきました。

第2期地域福祉計画の成果目標として取り組んできた「地域で支援を必要としている人に必要な支援が行き届く地域社会になっていると感じる区民の割合」については、令和4年度以降目標値の40%以上を達成しました。

これからもより多くの区民の方に地域福祉活動に参加いただけるよう区政会議や、地域福祉推進会議をはじめ、関係機関・団体等の意見をお聞きし、いただいた意見を以後の取り組みの展開に活かしていきます。

用語解説

P1 権利擁護

子どもや認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない人などの権利の代弁・弁護を行い、安心して生活できるよう支援すること。

P2 「ニア・イズ・ベター」の考え方

住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方。

P3 区政会議

区役所で実施しているまちづくりの方向性や取り組みの成果について幅広く区民の皆様の意見を聞き、これからのまちづくりに活かしていくために開催する会議。

P3 地域福祉推進会議

阿倍野区において、地域福祉計画の策定及び地域福祉計画に基づく施策の実施に関して専門的な意見を求めるために開催する会議。

P5 平均寿命

0歳児における平均余命。(寿命とは死因に関わらず生まれてから死ぬまでの時間)

P5 健康寿命

日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、自立した生活ができる生存期間のこと。

P6 要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見やその適切な保護または要支援児童及びその保護者または特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関・関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者その他の関係者が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的とした協議会。

P8 福祉避難所

一般の避難所や自宅で生活することができない避難行動要支援者のうち、身体状況の悪化により緊急に入所介護・療養等が必要な方に対応する施設。

P8 総合的な相談支援体制の充実事業

「複合的な課題等を抱えた世帯を支援する取り組み」と、「相談支援機関・地域・行政等の連携の促進にむけた取り組み」を一体的に実施する事業。

P8 総合的な支援調整の場（つながる場）

複合的な課題を抱えた人に対し、相談支援機関からの依頼に基づき、区保健福祉センターが「調整役」となり、様々な分野の相談支援機関や地域の関係者などが一堂に会し、世帯全体の支援方針を検討・共有するとともに、支援にあたっての役割分担を明確にするなどの取組みを行う。

P10 ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）

「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあう」という理念。

P11 NPO

Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization（非営利団体）の略。

さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO 法人)」という。なお、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、さまざまな社会貢献活動に充てることになる。

P11 外国につながる市民

日本国籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引き揚げてきた人、親が外国籍である子ども、海外から帰国した子どもなどについては、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があります。「外国人住民」ではこれらの人々が含まれないため、大阪市では、施策や事業の対象としては「外国につながる市民」「外国につながる児童生徒」という呼称を使用している。

P13 ふれあい喫茶

地域で暮らす人たちが、集い・交流することができる場として、地域の会館などで実施されている。

P13 団塊の世代

第一次ベビーブームが起きた、昭和 22 年～昭和 24 年に日本において生まれた人をさす。

P13 SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略。インターネット上で、人と人とのつながりを支援するサービスをいう。

P14 子育て支援連絡会（阿倍野区子育て支援連絡会）

阿倍野区の子育てを応援する、約 30 の団体やグループで構成されているネットワーク。参加団体の情報交換を行うとともに、子育て情報誌の発行や、協働してイベント開催などを行っている。

P14 児童虐待ホットライン

児童虐待から子どもを守るため、子どもへの虐待に関する通告や相談を 24 時間フリーダイヤルで受け付ける、こども相談センターに設置された児童虐待専用電話のこと。

P14 いきいき百歳体操

百歳体操は、高知市が開発した何歳になっても元気で楽しく生活するための体操。

「いきいき百歳体操」は生活に必要な筋肉を鍛え、けがや転倒を予防するための体操。

P15 要援護者

災害時において、安全な場所に避難する際に支援を要する人のこと。高齢者をはじめ乳幼児などがあげられる。

P15 地域福祉コーディネーター

地域ごとに困ったことの相談や支援の必要な人への見守り体制を築くために、地域のアンテナ役、パイプ役（つなぎ役）として、各種団体や専門職、ボランティアと連携して、地域福祉活動の推進を担っている。

P15 あべの安全・安心 見守り、支えあい隊事業

阿倍野区内の 10 地域にそれぞれ地域福祉コーディネーターを配置し、地域内の要援護者の把握、地域ボランティア活動の育成と推進、要援護者の個別支援のための連絡調整等を行い、地域内の支え合いのネットワークづくりを行うことで、互いに見守り、支え合い、安心して暮らせる福祉コミュニティの形成をめざす取り組み。

P15 あべのあんしんキット

75歳以上の一人暮らしの高齢者などが地域で安心して暮らせる環境づくりの一環で、緊急時に必要な情報を用紙に記入して筒形ケース入れ冷蔵庫に保存し、もしもの時に、その情報が救急隊員などに伝わるよう備える取り組み。

P15 あべのあんしんカード

高齢者や障がい者などの安全・安心に役立てていただくカードで、緊急時に必要な情報をカードに記入し外出時に携帯する。もしもの時に、必要な情報が救急隊員などに伝わるようにする取り組み。

P15 あべのあんしんステーション

区内の企業や団体などが日常業務の範囲内で、高齢者や障がい者の異変に気づいた時に、区社会福祉協議会や区役所などへ連絡する取り組み。連絡を受けると関係機関と連携して速やかに対応を行う。

P15 セーフティネット

すべての人が安心・安全に暮らせる多層的・多面的な生活支援の機能・しくみのこと。

P15 あべのオレンジメール

認知症や障がいがあり道に迷ってしまうおそれのある高齢者など事前登録された方が行方不明になった時に、状況をお知らせする「あべのオレンジメール」を配信し、広く見守りの目を増やすことで早期発見につなげるしくみ。

P15 ICT

Information & Communication Technology（情報通信技術）の略。コンピュータやインターネットなどの情報通信技術のこと。

P15 見守りネットワーク強化事業（地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業）

地域における見守りのネットワークを強化し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるために、阿倍野区社会福祉協議会内に見守り相談室（下記参照）を設置して取り組みを進めている。

P16 企業の社会的責任（CSR）

企業が倫理的観点から事業活動を通じて、自主的に社会貢献する責任のこと。

P17 見守り相談室

誰もが安全安心に暮らせる地域社会の実現に向けた、地域における見守りのネットワークを強化するために設置された相談室。区社会福祉協議会内に福祉専門職のワーカー（CSW）を配置し次の取り組みを進めている。

- ・要援護者を地域での見守りにつなぐ
- ・孤立世帯等への専門職による対応
- ・認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

P17 南海トラフ地震

近い将来発生すると予測されている、日本列島太平洋沖の広い範囲を震源とする巨大地震のことであり、震度6弱以上の強い揺れに加え、大阪市の多くの地域が津波による浸水被害を受けると想定されている。

P17 上町断層帯地震

上町断層帯は、大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯。断層帯全体が一つの区間として活動した場合、マグニチュード7.5程度の地震が発生すると推定される。今後30年の間に地震が発生する可能性が高いとされている。

P17 個別避難計画

避難行動要支援者ごとに災害時に避難支援を行う者や避難先などの情報を記載した計画。令和3年の災害対策基本法の改正により、作成することが市町村の努力義務とされた。

P18 8050 問題

80歳代の親と50歳代の子の組みあわせによる生活問題。ひきこもりの若者が親に依存したまま長期化し、様々な問題から外部への相談ができず、親子で社会から孤立した状態に陥っている。高齢の親と、親よりも経済力のない子で構成される場合が多い。親は要介護状態や認知症のほか、経済的困窮、住環境の問題や孤立（交流の欠如）といった課題を抱える例が少なくない。子が抱える課題としてひきこもり以外に経済的困窮、住環境の問題、支出の問題、親への虐待などがある。

P18 ピアカウンセリング

障がいを持つ当事者自身が自己決定権や自己選択権を育てあい、支えあって、隔離されることなく、平等に社会参加していくことを目指し、お互いに仲間（ピア）として、平等な立場で話を聞きあい、きめ細かなサポートによって、地域での自立生活を実現する手助けを行うもの。

P19 こども家庭センター

児童福祉法の改正を受け、令和6年4月より、各区の保健福祉センターに設置された機関。

妊産婦や、子どもとその家庭に対して、「児童福祉」と「母子保健」の両部門の連携と協働を深めて、切れ目のない一体的な相談支援を強化することを目的としている。

P19 つどいの広場

子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の子どもと保護者）を対象に、子育て親子の交流、つどいの場を提供している。地域の子育て情報の提供や、講座やイベントの開催も行っている。阿倍野区では5か所で実施している。

P19 親子のつどい

子育てを楽しむ0歳から就学前の親子を対象に、子どもたちの遊びを中心に親も子も交流しながら、子育ての不安や悩みを解消していただく、親と子どもの交流の場。阿倍野区では10か所（各連合振興町会に1か所）で実施している。

P20 ヤングケアラー

概ね30歳未満の、家族の介護その他の日常生活の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。（施策内容によりおおむね40歳未満の者を対象とする場合もある）

P20 あべのオレンジチーム

阿倍野区地域包括支援センターに「認知症初期集中支援チーム」を配置し、認知症初期集中支援業務を実施するとともに、「認知症地域支援推進員」を配置し、若年性認知症や支援困難症例への対応や地域の認知症対応力向上等に資する業務を行っている。

P20 あべのあんしん見つけ隊

道に迷ってしまうおそれのある高齢者や障がい者などを地域ぐるみで見守り、行方不明の時に早期に発見できるようにするしくみ。

P21 人生会議（ACP）

命の危機が迫った状態になると、医療やケアなどを自分で決めたり、望みを人に伝えたりできなくなると言われており、自らが望む医療やケアを受けるために、大切にしていることや望んでいることを今から考え、周りにいる信頼できる人たちと話し合い、共有しておくこと。

P21 支援会議

生活困窮者自立支援法第9条に基づいて設置された会議。生活困窮者の早期発見及び迅速な支援開始、とりわけ自ら支援を求めることが困難な人たちの自立を支援するため、関係機関等が、生活困窮者自立支援制度の理念及び生活困窮者の支援に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的とする。

22 養護者

高齢者や障がい者の日常生活において何らかの世話をしている家族、親族、同居人等。

P22 成年後見制度

判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない人を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり財産を管理したりして本人の保護を図る制度。「法定後見制度」と「任意後見制度」がある。

P22 成年後見人

自分ではほとんど判断することが不可能な人に対し、日常生活に関する行為を除く、すべての法律行為を本人に代わって行ったり必要に応じて取り消したりする。

P22 法定後見制度

すでに認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない方の、生活や財産を守り、支援することを目的とした制度。

P22 任意後見制度

将来の判断能力の低下に備えて、財産や身の回りのことについてあらかじめ自分の意思で決め、定められた様式の公正証書で自分で選んだ後見人候補と任意後見契約を結び、本人の判断能力が不十分になったときに、家庭裁判所が任意後見監督人を選任する制度。

P23 保佐人

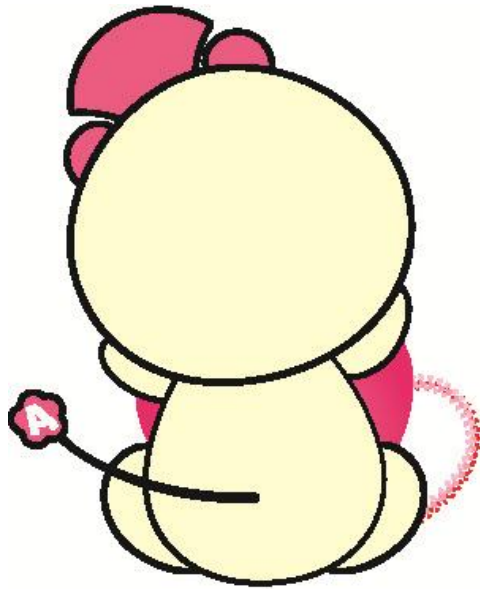
後見には至らないが、判断能力が著しく不十分である人に対し、申立時に選んだ特定法律行為（生活、介護、財産に関するもの）を本人に代わって行う。重要な法律行為に同意したり、取り消したりする。

P23 補助人

判断能力が不十分である人に対し、申立時に選んだ特定法律行為（生活、介護、財産に関するもの）を本人に代わって行う。申立て時に選んだ重要な法律行為に同意したり取り消したりする。

P23 あんしんサポート事業（日常生活自立支援事業）

社会福祉協議会が、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が、地域で自立した生活が送れるように援助し、その権利擁護に資することを目的として、本人との契約に基づいて福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスなどの生活支援を行う。



阿倍野区地域福祉計画

令和7年3月

阿倍野区役所 保健福祉課